

指定緊急避難場所と指定避難所を確認しましょう

☎ 防災安全課 ☎(55)7130

東日本大震災では、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が明確に区別されていなかったことが被害拡大の一因となりました。このことから、洪水や浸水・津波など異常な現象ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間生活するための「指定避難所」を指定しています。

1 指定緊急避難場所とは

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、安全性などの一定の基準を満たす施設または場所(※)で**命を守るために一時的に避難する場所**です。災害のおそれがなくなった後、自宅が被災し生活できない場合は、被災していない指定避難所へ移動することになります。

(※)市洪水ハザードマップや市地震ハザードマップに示しています。想定浸水深や建物の耐震性、構造、道路幅員などを基準としています。

2 指定避難所とは

災害の危険性がなくなるまで、避難者が滞在したり、自宅が被災し戻れなくなった被災者が**一定期間避難生活をする施設**です。

3 大切な命を守るための避難を考えてみましょう

災害の種類によって身の安全を確保することのできる避難場所は異なります。(状況によっては、自宅や職場にとどまることが安全な場合もあります。)

また、自宅などが被災した場合には、避難した「避難場所」から被災していない小中学校の体育館や市の施設などの「避難所」に移り、避難生活を送ることになります。



「指定緊急避難場所」は災害の種類ごとに異なります。

※1 一時的な集合場所(公園等)が地域で決められている場合もあります。

4 私たちのまちの指定緊急避難場所・指定避難所

「一番近い避難所」が「すべての災害において真っ先に向かうべき避難場所」であると思っていませんか。災害発生時に向かうべき避難場所は、自分たちに起こりうる危険性の種類や度合い、自宅の建っている条件や家族構成などによって異なります。(お住まいの地域ごとに指定緊急避難場所・指定避難所は限定していません。)

災害時は、状況に応じて危険な箇所を避け、もっとも安全に避難できるようにしましょう。また、避難の際には、特別な理由がない限り、車の利用を控えてください。なお、自主的に避難する場合は、事前に市役所に連絡してください。そのときの自主避難者受入施設をお伝えします。市では、自主避難者の方に非常食・毛布などを支給しませんので、必ず各自で準備してください。